

仕事に必要な
技能を
身につける
ために

令和8年度 厚生労働省委託 通年雇用促進支援事業

資格を取ろう!

資格取得支援事業

受講者募集

技能講習

季節労働者の方を対象とした、建設現場等での作業に必要な技能講習を、北海道労働局登録教習機関にて実施します。

技能講習メニュー

- ① 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- ② 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ③ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ④ 玉掛け技能講習
- ⑤ フォークリフト運転技能講習
- ⑥ ショベルローダー等運転技能講習
- ⑦ 高所作業車運転技能講習
- ⑧ 不整地運搬車運転技能講習
- ⑨ ガス溶接技能講習

※期間中で、1講習のみ受講可能です。

※各講習は、毎月日程が決まっています。(釧路星ヶ浦自動車学校HPで確認できます。)

※お持ちの資格・免許等により、講習日数(コース)が変わりますので、事前にご確認ください。

受講経費
1講習のみ
無料



対象期間 令和8年5月18日(月)～令和9年3月6日(土)

※令和9年3月6日(土)までに終了する講習が対象となります。

会場 釧路星ヶ浦自動車学校

受講経費 無料 (講習料・テキスト代)

募集定員 市町村ごとに定員あり (先着順)

申込締切 講習初日の前日 (各コースとも)

※各市町村の定員を超えた場合は、他の市町村に欠員が生じた際に受講できます。

※予算額に達し次第終了いたします。

実施主体 釧路星ヶ浦自動車学校 (釧路市大楽毛南2-2-76 TEL:0154-57-8127)
(受託事業者)

対象者

釧路管内に住民登録されている、資格取得を通じて通年雇用を目指す季節労働者で、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ① 雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方。
- ② 現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
- ③ 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。

※②は前職を、③は前々職を令和7年4月1日以降に離職した方。

申込方法

裏面の【申込みに必要なもの】を持参の上、当協議会までお越しください。

お申込み・お問合せ

釧路地域通年雇用促進支援協議会 TEL 0154-52-7744

〒084-0905 釧路市鳥取南7-2-20 (釧路地域職業訓練センター内)

URL <http://www.kushiro-tsunen.jp/> E-mail kushiro-tsunen@silk.plala.or.jp



受講申込書
はウラ面です

